

舟橋村条例第 10 号

舟橋村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 12 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年舟橋村条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 6 項」に、「第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定」を「第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定」に改める。

第 20 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。」を「を除く。以下同じ。」に改める。

第 21 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 2 条から第 5 条までに規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 21 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 21 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める 1 年の期間)

第 21 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子又は勤務時間条例第15条の3第1項に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。